

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

<図表Ⅲ-2①>

食料・農業・農村政策審議会 答申（概要）①	
現行基本法制定後の約20年間における情勢の変化 ● 国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化 ・ 世界人口：約60億人(1999年)→80億人を突破(2022年) ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰 ● 食料・農業をめぐる国際的な議論の進展 ・ 食料安全保障に関する国際的な議論：「全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義) ・ SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等、環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する議論の進展 ● 国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下 ・ 我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年) ・ 1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年) ・ 輸入国としての影響力の低下：純輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%) ・ 経済的理由による食品アクセスの問題(低所得層の増加) ・ 価格形成機能の問題(20年以上にわたるデフレ下で売上の常態化、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることができず意欲) ● 我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小 ・ 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年) ・ 食料を届ける力の減退(2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者の増加) ・ 国内の食市場の縮小 ・ 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年)) ● 農業者の減少と生産性を高める技術革新 ・ 基幹的農業従事者：240万人(2000年)→123万人(2022年) ・ 60歳未満者が約2割(約25万人)(2022年) ・ 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加 ・ スマート農業・農業DXによる生産性向上 ● 農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退 ・ 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展 ・ 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加	今後20年を見据えた予期される課題 ● 平時における食料安全保障 ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク) ・ 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加 ● 国内市場の一層の縮小 ・ 縮小する国内市場向け投資の減少 ● 持続性に関する国際ルールの強化 ・ 環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除 ● 農業従事者の急速な減少 ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要 ・ 雇用労働力は全産業で取り合い ● 農村人口の減少による集落機能の一層の低下 ・ 自然減による農村人口の急減 ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化 今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し 1 基本理念 (1) 国民一人一人の食料安全保障の確立 国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。 ① 食料の安定供給のための総合的な取組 国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視 ② 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善 買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造・流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等 ③ 海外市場も視野に入れた産業への転換 農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換 ④ 適正な価格形成に向けた仕組みの構築 消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築 (2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換 食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。 (3) 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保 離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。 (4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保 都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

<図表Ⅲ-2②>

食料・農業・農村政策審議会 答申（概要）②	
2 食料に関する基本的施策 ● 食料安全保障の定義を見直し、国民一人一人に食料を届けるための食料システムを構築 ➢ 食品アクセス 幹線物流の効率化やラストワンマイル物流による届ける力の強化、フードバンクやこども食堂等の活動支援 等 ➢ 適正な価格形成 適正な価格形成に向けた食料システム全体での仕組みの構築、消費者や事業者等の理解醸成 等 ➢ 食品産業の持続的な発展 ・ 原料調達が多角化、国産原料の利用促進等による持続性確保、輸出拡大、事業継承の円滑化による食品産業の持続的な発展 等 ➢ バリューチェーンの創出、新たな需要の開拓 バリューチェーンやデジタル技術等の活用による新需要の開拓 等 ➢ 食料消費政策・食品安全 リスク分析等を踏まえた食品安全政策、食品表示の見直し、食育の推進 等 ➢ 輸出政策 輸出産地の形成等による供給力向上、品目団体や海外拠点の活用による市場開拓、規格・基準の国際的なルールとの整合性 等 ➢ 輸入政策 安定輸入のための輸入先国への投資拡大、輸入先国との政府間・民間事業者間の枠組み作り、海外の情報収集 等 ➢ 備蓄政策 民間在庫や海外での保管等を総合的に考慮した備蓄 ➢ 世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進	3 農業に関する基本的施策 ● 今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け 「離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体を育成・確保し、農業従事者が減少する中で食料を安定的に供給」 ➢ 個人経営の経営発展の支援 第三者も含めた円滑な継承による個人経営の経営発展 等 ➢ 農業法人の経営基盤の強化等 法人の経営管理能力の向上により離農の受け皿となる法人の持続的な経営を実現 等 ➢ 多様な農業人材の位置付け 地域の抱え合いを基に、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体への農地の集積・集約を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う ➢ 農地の確保及び適正・有効利用 農地の集積・集約化 等 ➢ 需要に応じた生産 小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物、米粉用米等の生産の拡大、水田の緑地化・汎用化 等 ➢ 農業生産基盤の維持管理の効率化・高度化 施設の集約・再編、省エネ化、IoT活用等の推進、土地改良区の運営基盤の強化 等 ➢ 人材の育成・確保 雇用労働力の確保のための労働環境の整備、スマート農業や環境負荷低減に対応するための教育の充実 等 ➢ スマート農業等の技術や品種の開発・普及、農業・食関連産業のDXによる生産性の向上 スマート農業技術の開発・普及、農業支援サービス事業者の育成・活用 等 ➢ 農福連携の推進、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進 ➢ 知的財産の保護・活用 GI等を活用したブランド化、専門人材の育成・確保を通じた知的財産マネジメント能力の強化、育成者権管理機関の設立及び取組推進 等 ➢ 経営安定対策の充実 収入保険等のセーフティネットの普及・利用促進 等 ➢ 災害や気候変動への対応強化 技術や品種の開発・普及による適応策の充実、防災・減災対策 等 ➢ 生産資材の国産化の推進等 堆肥や下水汚泥資源の利用拡大、肥料価格急騰時の影響緩和対策 等 ➢ 動植物防疫対策の強化 水際対策の推進、飼養衛生管理や総合防除の徹底 等
4 農村に関する基本的施策 ● 農村人口が減少する中で集落による農業を下支えする機能を集約的に維持 ➢ 末端の農業インフラの保全管理 共同活動への非農業者の参画促進、開水路の管路化やIoT導入等による作業の省力化・効率化 等 ➢ 農村におけるビジネスの創出 農山漁村発イノベーションの推進、移住・定住の促進、情報基盤の整備 等 ➢ 都市と農村の交流、農的関係人口の増加 一極集中や過疎の推進による関係人口の増加、農村RMOの育成 等 ➢ 多様な人材の活用による農村の機能の確保 ・ 農地の集積・集約を進め、副業的経営体など多様な農業人材が農地の保全・管理を適正に行う、集落内外の非農業者やNPO法人等の集落活動への参画、集落外からの新規参入による農地利用や集落活動への参画 等 ➢ 中山間地域における農業の継続 ・ 中山間地域等直接支払の引き続きの推進、営農を継続できない農地は、租税管理や林地化 等 ➢ 鳥獣被害の防止 人材育成、新技術の活用、ジビエ活用 等	5 環境に関する基本的施策 ● 環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、生態系サービスを最大限に発揮する ● みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、フードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進める ➢ 持続可能な農業の主流化 ・ 各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする ➢ 食料供給以外の持続可能性 農地の林地化、国産バイオマス原料に関する取組、再生エネによる発電・熱利用の推進 等 ➢ 持続可能な食品産業 環境や人権に配慮した原材料調達、食品ロス削減、納品期限等の商慣習の見直し 等 ➢ 消費者の環境や持続可能性への理解醸成 生産者の努力や工夫の見える化、行動変容の促進 等 6 基本計画・食料自給率 ➢ 平時からの食料安全保障を実現する計画に見直し ➢ 現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定 ➢ 食料自給率は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標等を設定 7 不測時の食料安全保障 ➢ 不測時に関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制の在り方を検討する ➢ 不測時の食料の確保・配分に必要となる制約を伴う義務的措置やそれに関連する財政的措置等の必要性について検討する

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

<図表Ⅲ-3①>

食料安全保障の抜本的な強化	環境と調和のとれた産業への転換
① 食料安全保障を柱として位置付け ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理 ② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・備蓄とともに行う国内の農業生産の増大が基本 ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、輸入の安定確保について新たに位置付け ③ 農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の視点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け ④ 生産から消費までの関係者の連携促進(「食料システム」という新たな概念の位置付け) ・食料供給の持続性を高めるため、生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付け(同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等) ⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化 ・食料の価格形成において、農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化 ⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け	○ 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け ・その上で、環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化 等 人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持 ① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化 ・担い手の育成・確保を引き続き固めつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材も位置付け ② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け ③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化 ・食料の安定供給を図るためにも、スマート農業の促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」、知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、 ・「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならない中で、サービス事業者の育成・確保を位置付け ④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化 ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備に加え、保全等も位置付け ・家畜伝染病・病虫害の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け ⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化 ・農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加や農村RMOの活動促進、多面的機能支払による「地域社会の維持」を位置付け ・農泊の推進や6次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化 等

※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の助成など必要な見直しを行う。 等

令和5年12月27日第4回農林水産省食料安定供給基盤強化本部 資料抜粋

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

<図表Ⅲ-3②>

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容(抜粋)
[令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
⑩ 地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組の推進 等	5) 多様な農業人材の意欲的な取組の推進 ① スマート農業を促進するための法制度の創設などを通じて、サービス事業者の育成・確保を強化する。具体的には、 ・スマート技術の活用を支援するサービス事業者に対し、設備投資へのインセンティブ強化、資金融通の円滑化等の支援、 ・サービス事業者の新規参入・事業拡大に向けたニーズ調査や人材育成、サービスの提供に必要な機械の導入等への支援を推進する。【再掲】 ② 担い手を含む地域の農業人材が連携して就農希望者に実務指導等を行う取組、農業者のリスクリングの機会を充実する取組を推進する。 ③ 多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。